

北名古屋水道企業団監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、北名古屋水道企業団の定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成30年11月5日

北名古屋水道企業団

代表監査委員 大野 眞 一

## 定例監査の結果

### 1 監査の実施日

平成30年10月26日

### 2 監査の場所

北名古屋水道企業団 会議室

### 3 定例監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係書類や監査資料を調査するとともに、関係職員から説明を聴取して、事務事業の執行が、適正かつ合理的、効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

特に監査の要点としては次の事項である。

- (1) 配水管布設替工事No. 01及びNo. 02の関係書類及び前払金状況について
- (2) 漏水減免の処理手順について

### 4 監査の結果

監査を実施した事項及び事務事業の執行処理状況については、適正になされていると認められた。